（別紙６）電気設備定期点検業務の詳細

本館及び別館における電気設備保守点検（精密点検含む）業務について

本仕様書は、委託点検業務に関する定例外業務の詳細について定め、技術的な詳細は、電気保安規定に定めるものによる。

（目的）

第１条　本業務は、柏原市役所本館、別館（以下「本館」、「別館」という。）の自家用電気工作物の施設について法令で定められた機能の維持運用及び電気保安の信頼性を確保するために実施する。

（名称及び場所）

第２条　本業務の名称及び場所は、次のとおりとする。

(1)　名称　電気設備精密点検業務（本館、別館）

(2)　場所　本　館　柏原市安堂町１－５５　本館内

　　別　館　柏原市安堂町１－３５　別館内

（業務の期間及び実施回数）

第３条　本業務の期間は、令和元年１２月１日から令和３年３月３１日までとする。

電気設備保守点検は、月次点検（毎月１回以上）とし、必要に応じて臨時点検を行う。ただし、月次点検において監視装置（絶縁監視装置）を設置した場合は、隔月１回以上で構わない。電気設備精密点検においては、年次点検とし、毎年１回以上行う。なお、本業務の実施については、市役所閉庁日に行うものとする。

（実施日の決定）

第４条　実施日は、本館の業務状況を考慮し、本業務の期間内で委託者と打合せの上、決定することとする。ただし、天候の不良その他の理由により停電又は一部回路の切り放しが不可能となった場合、担当者に連絡し、指示に従うものとする。

（不良箇所の発見と措置）

第５条　点検の結果、不良箇所を発見した場合は速やかに委託者に報告し、その措置について指示を受けなければならない。

（安全管理）

第６条　本業務の実施期間中は、安全衛生管理体制を整備し、安全衛生及び公害防止に関する法規、取扱規則を遵守して作業を行うものとする。

（引渡し及び完了）

第７条　本業務の引渡しに際しては、検査員が指示する検査を行い、これに合格することをもって引渡しとする。

（作業用機材）

第８条　本業務に使用する作業用機材は、全て受託者において準備するものとする。

（保守点検項目）

１．点検対象

受変電設備（配電設備含む）、負荷設備

２．点検内容

(1)　受電状況

電圧、電流、全日電力量、力測有効電力量、力測無効電力量、最大需要電力、その他

(2)　負荷状況

電圧、電流、温度、定格電流に占める負荷電流の割合、二次漏洩電流、その他

（電気設備精密点検）

第９条　機器の本体、操作部、補機類について、次の電気設備精密点検を行うものとする。

(1)　各部の目視点検

汚損、変形、変色、損傷、劣化状況等を目視、接触等で点検し、清掃を行うこと。

(2)　接触部等の点検

接触子について表面の荒れ、変色等を点検すること。

(3)　配線点検

断線、接触不良、半田付け不良等を点検し、応急修理可能なものは修理すること。

（測定試験）

第１０条　保安規定の電気設備精密点検項目に準じ、測定試験を行うものとする。なお、作業は停電させた上で実施し、それに従う電気事業者（関西電力など）への報告等の手続きも行うものとする。

【本館】

作　業　内　容	数　量
地絡継電器動作試験	１台
過電流動作試験	６台
遮断機（VCB）動作試験	３台
漏電火災警報機動作試験	１台
変圧器内部点検、変圧器絶縁油劣化度確認	４台
高圧ケーブル絶縁抵抗測定	一式
高圧機器絶縁抵抗測定	一式
高圧配線絶縁抵抗測定	一式
低圧配線絶縁抵抗測定	一式
接地線抵抗値測定	４ヶ所
変電所、高圧機器清掃	一式
非常用発電機始動試験	一式
停電後復旧作業（保安灯タイマー等）	一式
試験成績書作成	一式

【別館】

作　業　内　容	数　量
高圧接地継電器試験	一式
過電流継電器特性試験	一式
遮断器との連動動作試験	一式
変圧器点検絶縁油試験	一式
引込用高圧ケーブル絶縁試験	一式
接地抵抗測定　Ｅ１、Ｅ２、Ｅ３、Ｅ特３	４ヶ所
絶縁抵抗測定（高圧側）	一式
絶縁抵抗測定（低圧側）	一式

（補修作業）

第１１条　テープ巻、ランプ取替、ネジ締め等及び補修作業を行った箇所の清掃作業を行うものとする。

（報告書）

第１２条　点検試験結果報告及び点検試験中の写真については、各１部提出するものとする。